

平成18年

家内労働のしおり



厚生労働省

は じ め に

我が国において、家内労働は、戦後のめざましい経済発展を支えるために大きな役割を果たしてきました。

昭和45年に、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、「家内労働法」が制定され、厚生労働省では、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保、最低工賃の決定及びその周知、安全及び衛生の確保等のさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法のあらましなどをわかりやすくご説明するものです。家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているか点検していただくための一助となれば幸いです。

平成18年

厚 生 労 働 省

雇用均等・児童家庭局

目 次

I	家内労働法のあらまし.....	1
II	家内労働対策の概要.....	6
III	家内労働の現状.....	13
IV	家内労働者の労働条件.....	20

I 家内労働法のあらまし

○ 家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払の確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるため、委託者及び家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければなりません。

○ 家内労働者の定義（法第2条②）

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。
〔 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。 〕
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。
〔 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。 〕
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対価を得るために働くものであること。
〔 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。 〕
- 5 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○ 委託者の定義（法第2条③）

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）であること。（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
〔 例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。 〕
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
〔 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。 〕

（注）平成2年3月31日付け基発第184号、婦発第57号により家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて、次の点が明確化されています。

- （1）原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスクその他の外部記憶媒体（以下「フロッピーディスク等」という。）に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当するものであること。
- （2）フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売渡しがあったものとする。

○ 補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている人をいいます。



家内労働手帳（法第3条）

当事者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に、家内労働手帳を交付し、工賃などの委託条件を記入しなければならないと定められており、記入すべき内容は以下のとおりとなっています。

1 最初の委託の原材料等の

引渡しのとしまで、

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払い方法その他の委託条件等

を記入した「家内労働手帳」（注）を交付しなければなりません。

（注）家内労働手帳は、法律で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、右記のモデル様式の普及を図っています。

2 原材料の受け渡しのつど

- ・委託業務の内容
- ・工賃単価
- ・工賃の支払期日
- ・納品の期日 等

伝票式家内労働手帳
様式 第 1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名	㊟		
	性別		生年月日			営業所	名称		
	住所						所在地	Ⅷ	
補助者	氏名				代理人	氏名	㊟		
	性別		生年月日			住所	Ⅷ		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。

なお、御承諾の場合は御返格願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他（ ）
	支払期日	イ 毎月 日締め、 同月 翌月 日払い ロ 納品の都度払い	ハ その他（ ）
	通貨以外のもの 支払う場合の方法		
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所 ロ グループリーダー宅 ニ その他（ ）		
不良品の取扱いに 関する定め （検査日に関する 定め）			
備 考			

注）家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。

伝票式家内労働手帳
様式 第 2

注文伝票

平成 年 月 日

殿

委託者

品名	数量	単価	納期	備考

工賃支払期日 平成 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。

（注）記入した日から2年間保存して下さい。

〔使用上の注意〕

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に預け入れ又は仕様が異なる場合には、仕様が異なる旨を添付すること。
2. 備考欄には、委託に際し、検収、納品その他の検収又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

3 物品の受け渡しのつど

- ・受領年月日
- ・工賃支払額

伝票式家内労働手帳
様式 第 3

No. _____

受 入 伝 票

平成 年 月 日

殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日	締切分	累 計 金 額	備 考

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)
 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
 (1) 製品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
 (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。



就業時間 (法第4条)

家内労働者が際限なく長時間就業すると、健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。



委託の打ち切りの予告 (法第5条)

委託者は、同じ家内労働者に6ヶ月以上継続して委託している場合で、委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。



工賃の支払 (法第6条)

1 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便振替、銀行等の預金口座への振込み、郵便振替口座への振込み又は振替により支払うことができます。

2 工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1ヶ月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1ヶ月以内に支払わなければなりません。



工賃の支払場所等 (法第7条)

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。



最低工賃 (法第8条～第16条)

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、

その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。



安全及び衛生に関する措置（法第17条）

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではできませんが、委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するため、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- 1 プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- 2 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- 3 モーター、パフ盤などについては覆いを取り付けること。
- 4 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- 5 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

また、家内労働者も危害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

- 1 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な防護具を使用すること。
- 2 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。
- 3 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと。
- 4 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた5の措置を講じること。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。



届 出（法第26条）

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

1 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号 委 託 状 況 届													
事業の種類		事業所の名称					事業所の所在地						
							（電話番号）						
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補 助 員					代理人数	
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計		
	都 道 府 県 ()												
	都 道 府 県 ()												
	都 道 府 県 ()												
	都 道 府 県 ()												
	都 道 府 県 ()												
	都 道 府 県 ()												
備 考													
年 月 日		委託者氏名											
		労働局長 殿											

注 意

- 1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 2 「家内労働者数」、「補助員数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内部には、当該都道府県内にありうる主要な委託地域の市町村名を記入すること。
- 3 氏名を記載し、押印することによって、署名することと同等と見做すこと。

2 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になったりして、4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第3号 家内労働死傷病届									
(日本工業規格 A404)									
届出病者 (家内労働者)	氏名	性別	年齢	住所	委託業務の内容				
委託者	名称 所在地	(電話番号)			事業の種類				
発症期	発生日時 年 月 日 時	発病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時				
発症期及び発生状況									
年 月 日									
委託者氏名									
労働局長 殿									
注意 1 「発症期及び発生状況」欄には、該当しない事項を記すこと。 2 「発症期及び発生状況」欄には、発症の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。 3 氏名を漏脱し、押印することによって、署名することができる。									

帳簿の備付け (法第27条)

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかねばなりません。

様式第4号 帳簿									
家内労働者	氏名	性別	生年月日	代理人	氏名	住所			
	住所	作業場の所在地			代理業務の範囲				
	備考								
補助者	氏名	性別	生年月日	労働条件					
備考									
委託年月日 委託業務の内容 納入される物品の数量 工賃の率額 物品の時刻 工賃の月日 委託年月日 委託した物品の数量 支払年月日 支払工賃額 法律以外の工賃支払方法とその額 備考									
注意 1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が他市と異なる場合に記入すること。 2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。 3 「特別な委託条件」欄には、労働家内労働者に限し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。 4 「委託」欄には委託をするつと、「受託」欄には受託又は加工等に係る物品を受領するつと、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつと記入すること。 5 「法律以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃額」の内に記入すること。									

申告 (法第32条)

家内労働者や補助者は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局又は労働基準監督署に申告することができます。

罰則 (法第33条～第36条)

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

※各種様式については、厚生労働省ホームページ <http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-59.htm> からダウンロードすることができます。

Ⅱ 家内労働対策の概要

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等の工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定及び周知
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払の確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単価ごとに決定することとなっています。

平成18年2月末日現在決定されているものは147件です。

業種別最低工賃決定状況

(平成18年2月末現在)

業 種		決定件数(件)
繊維工業	織物	10
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	15
	既製洋服等	50
	和服・その他	17
紙・紙加工品製造業		7
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、機械器具等	30
その他		15
合 計		147

都道府県別最低工賃決定状況一覧

(平成18年2月末日現在)

都道府県名	件 名
北 海 道	北海道男子既製服製造業
	// 和服裁縫業
青 森 県	青森県男子・婦人既製服製造業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
岩 手 県	岩手県婦人既製洋服製造業
	// 男子既製洋服製造業
	// 電気機械器具製造業
宮 城 県	宮城県横編ニット製造業
	// 男子服・婦人服製造業
	// 電気機械器具製造業
秋 田 県	秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
	// 通信機器用部分品製造業
山 形 県	山形県横編ニット製造業
	// 男子・婦人既製服製造業
	// 電気機械器具製造業
	// スリッパ製造業
福 島 県	福島県横編ニット製造業
	// 外衣・シャツ製造業
	// 印刷回路基板製造業
茨 城 県	茨城県男子既製洋服製造業
	// 婦人・子供既製服製造業
	// 電気機械器具製造業
栃 木 県	栃木県衣服製造業
	// 電気機械器具製造業
群 馬 県	群馬県横編ニット製造業
	// 婦人服製造業
	// 電気機械器具製造業

都道府県名	件 名
埼 玉 県	埼玉県縫製業
	// 足袋製造業
	// 紙加工品製造業
	// 電気機械器具製造業
	// 革靴製造業
千 葉 県	千葉県婦人既製洋服製造業
東 京 都	東京都婦人既製洋服製造業
	// 電気機械器具製造業
	// 革靴製造業
神奈川県	神奈川県婦人服・子供服・女子学校服製造業
	// スカーフ・ハンカチーフ製造業
	// 紙加工品製造業
	// 電気機械器具製造業
新 潟 県	新潟県横編ニット製造業
	// 十日町織物業
	// 男子・婦人既製洋服製造業
	// 洋食器・器物製造業
	// 作業工具製造業
富 山 県	富山県ニット製造業
	// 電気機械器具製造業
	// ファスナー加工業
石 川 県	石川県横編ニット製造業
	// 玉軸受製造業
福 井 県	福井県衣服製造業
	// 眼鏡製造業
山 梨 県	山梨県横編ニット製造業
	// 婦人服製造業
	// 電気機械器具製造業

都道府県名	件 名
	山梨県貴金属製品製造業
長野県	長野県外衣・シャツ製造業
	// 水引・祝儀用紙製品製造業
	// 電気機械器具製造業
	// 出版業・印刷業・製版業・筆耕業
岐阜県	岐阜県毛織物業
	// 男子既製服製造業
	// 婦人服製造業
	// 給水せん製造業
	// 陶磁器上絵付業
静岡県	静岡県広幅綿・スフ織物業
	// 広幅綿・スフ織物業
	// 別珍・コール天織物業
	// 婦人服製造業
	// 紙袋製造業
	// 車両電気配線装置製造業
愛知県	愛知県横編ニット製造業
	// 毛織物業
	// 婦人・子供服製造業
	// 車両電気配線装置製造業
	// がん具花火製造業
三重県	三重県婦人服製造業
	// 車両電気配線装置製造業
滋賀県	滋賀県高島郡絹・スフ織物業・ねん糸製造業
	// 寝具製造業
	// 下着・補正着製造業
	// 車両電気配線装置製造業
京都府	京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業
	// 既製洋服製造業
	// 紙加工品製造業及び印刷・同関連産業
大阪府	大阪府横編ニット製造業
	// 男子既製洋服製造業
	// 婦人既製洋服製造業
	// タオル製造業
	// 洋傘製造業
兵庫県	兵庫県靴下製造業
	// 但馬地区絹・人絹・毛織物業
	// 綿・スフ織物業
	// 婦人既製服製造業
	// 電気機械器具製造業
	// 釣針製造業
	// かばん製造業
奈良県	奈良県靴下製造業
和歌山県	和歌山県作業手袋製造業
	// バジャマ・ negligee 製造業
鳥取県	鳥取県婦人既製洋服製造業

都道府県名	件 名
	鳥取県男子既製洋服製造業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
島根県	島根県外衣・シャツ製造業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
岡山県	岡山県男子学校服製造業
	// 車両電気配線装置製造業
広島県	広島県既製服縫製業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
	// 毛筆・画筆製造業
山口県	山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業
	// 婦人服仕立業
	// 和服裁縫業
	// 電気機械器具製造業
徳島県	徳島県男子服・婦人服製造業
	// 裁縫業
香川県	香川県手袋・ソックスカバー製造業
愛媛県	愛媛県外衣・シャツ製造業
	// タオル製造業
高知県	高知県繊維産業
	// 衛生用紙製造業
福岡県	福岡県男子服製造業
	// 婦人服製造業
	// 電気機械器具製造業
佐賀県	佐賀県婦人既製服製造業
	// 男子既製服製造業
	// 陶磁器製造業
長崎県	長崎県男子既製洋服製造業
	// 婦人既製洋服製造業
	// 和服裁縫業
熊本県	熊本県裁縫業
	// 和服裁縫業
	// 紙加工品製造業
	// 電気機械器具製造業
大分県	大分県衣服製造業
	// 電気機械器具製造業
宮崎県	宮崎県男子既製洋服製造業
	// 婦人既製洋服製造業
	// 内燃機関電装品製造業
鹿児島県	鹿児島県横編ニット製造業
	// 男子既製洋服製造業
	// 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
沖縄県	沖縄県縫製業

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険又は有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動等を通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業といった有害な業務に従事する家内労働者については、特殊健康診断により疾病の早期発見に努めています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者及び補助者です。

- ◎ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- ◎ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- ◎ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ◎ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬^{ゆう}を用いて行う施釉^{ゆう}若しくは鉛化合物を含有する絵の具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉^{ゆう}若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- ◎ 動力により駆動される合糸機、撚糸機^{ねん}又は織機を使用して行う作業
- ◎ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

特別加入時健康診断

家内労働者及びその補助者（以下、「家内労働者等」といいます。）で特別加入を希望し、次ページに掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒にり患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1	粉じん作業を行う業務	3 年
2	身体に振動を与える業務	1 年
3	鉛業務	6 か 月
4	有機溶剤業務	6 か 月

加 入 手 続

特別加入をしようとする家内労働者の団体（団体が無い場合には、団体を作る必要があります。）は『特別加入申請書』を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円又は20,000円となっています（このほか家内労働者のみ2,000円、2,500円及び3,000円が認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額とすることが重要です。

保 険 料

保険料は家内労働者の団体が納付しますが、その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、次の表の中で特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります。

保 険 料 率 表

作 業 内 容	特別加入保険料率
プレス盤、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業	17/1000
研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、パルプ又はコックの製造又は加工に係るもの	17/1000
有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞆、袋物、服装用ベルト、クラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの	6/1000
粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	17/1000
動力により駆動される糸糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業	4/1000
木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの	18/1000

保険給付及び特別支給金

家内労働者等が当該家内労働者等の作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中又は作業場に隣接した場所において、材料、加工品等の積み込み、積み降し及び運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。

したがって、自宅と作業場との間、又は自宅若しくは作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には、保険給付を行いません。

1 保険給付

(1) 療養補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。

そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

(2) 休業補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気で療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

(3) 障害補償給付

業務上の負傷や病気が治ったとき、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の313～131日分）又は一時金（給付基礎日額の503～56日分）が支給されます。

(4) 遺族補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（給付基礎日額の245～153日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

(5) 葬祭料

業務上死亡した家内労働者又は補助者の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

(6) 傷病補償年金

業務上の負傷や病気が療養を始めてから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の313～245日分）が支給されます。

(7) 介護補償給付

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気で一定の障害（後遺症）が残り、介護を受けている場合には、その介護の程度に応じて支給されます。

2 特別支給金

(1) 休業特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の負傷又は病気で療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

(2) 障害特別支給金

家内労働者又は補助者が業務上の負傷や病気が治ったときに身体に障害が残った場合は、その障害に該当する障害等級に応じ一時金（342～8万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

(3) 遺族特別支給金

家内労働者又は補助者の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合は300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

(4) 傷病特別支給金

家内労働者又は補助者が、業務上の負傷や病気が療養を始めてから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ一時金（114～100万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わせられる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の取決めはあいまいである。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても返還しない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに係る費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、ワープロやパソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられたうえ、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

しかし、このようないわゆる「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通ありません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断してみた上で、結論を出すこと。
- (2) 収入等その他の委託条件や契約条件を十分に確認し、内容は契約書等の書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払を急がせる業者、納得できる説明をしない業者などは特に注意が必要です。

Ⅲ 家内労働の現状

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な調査を実施しています。

平成17年の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

平成17年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は216,625人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で、物品の製造加工等に従事している家内労働者が207,142人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者が9,483人となっています（第1表）。

2 家内労働者

(1) 推移

昭和45年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年の1,844,400人をピークに減少が続いていますが、平成17年の減少幅は近年では最低となっています（第1表）。

(2) 男女別

家内労働者を男女別にみると、男性が18,758人であるのに対し、女性は188,384人と全体の90.9%を占めています（第1表）。

(3) 類型別

家内労働者を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的・家庭的な家内労働者が193,778人で全体の93.6%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的・職業的・産業的・商業的・サービス的・その他（雑貨等）が10,813人（5.2%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する副業的・兼業的・準副業的・準兼業的・その他（雑貨等）が2,551人（1.2%）となっています（第1表）。

(4) 業種別

家内労働者を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服、その他の繊維製品製造業」が61,430人（29.7%）と最も多く、次いで電解コンデンサの選別、リード線の端末加工などの「電気機械器具製造業」が32,407人（15.6%）、玩具、漆器、人形、造花、洋傘の製造加工などの「その他（雑貨等）」が31,138人（15.0%）となっており、これら3業種で全体の約6割を占めています（第2表、第1図）。

減少幅の大きい業種は、「紙・紙加工品」（8,355人、前年比21.5%減）、「印刷・同関連及び出版業」（5,479人、前年比17.1%減）となっています。

(5) 都道府県別

都道府県別にみると、静岡県が14,280人と最も多く、次いで東京都が14,190人、愛知県13,705人、大阪府11,781人となっており、家内労働者数が1万人を超えているのはこれら4都府県となっています（第3表）。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は22,085人で、家内労働従事者数に占める割合は10.2%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、16,943人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の76.7%を占めています（第4表）。

第1表 家内労働従事者数、家内労働

区 分	昭和45年	48年	50年	60年	平成5年	6年	7年	8年
家内労働従事者数 (対前年比率)	2,017,000人	2,041,200人 (0.2%)	1,725,700人 (△5.9%)	1,223,200人 (△3.2%)	745,000人 (△8.8%)	657,272人 (△11.8%)	576,701人 (△12.3%)	532,477人 (△7.7%)
家内労働者数 (対前年比率)	1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,149,000 (△3.2%)	710,300 (△8.7%)	626,617 (△11.8%)	549,585 (△12.3%)	506,864 (△7.8%)
内 別 類 型 別	男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	78,100 [6.8%]	44,900 [6.3%]	40,870 [6.5%]	34,627 [6.8%]
	女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,070,900 [93.2%]	665,400 [93.7%]	585,747 [93.5%]	472,237 [93.2%]
	専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	76,200 [6.6%]	39,900 [5.6%]	35,583 [5.7%]	31,848 [5.8%]
	内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,058,500 [92.1%]	663,000 [93.4%]	585,011 [93.4%]	471,890 [93.1%]
	副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	14,300 [1.2%]	7,300 [1.0%]	4,837 [0.8%]	4,615 [0.9%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	74,200	34,700	30,655	27,116	25,613
委託者数	113,100	110,900	106,100	86,600	47,900	42,833	38,538	35,774

注 1. ()内の数字は、性別及び類型別の構成比である。

2. 昭和45年～平成5年の数字は下2桁で四捨五入してあるため、合計と内訳とは必ずしも一致しない。

第2表 業種別家内労働者

	家 内 労 働 者 数			
	平成16年	平成17年	増減数	増減率
合 計	216,324人	207,142人	△9,182人	△4.2%
食料品製造業	4,632	4,341	△291	△6.3
繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	13,179	12,710	△469	△3.6
衣服、その他の繊維製品製造業	65,315	61,430	△3,885	△5.9
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,914	1,717	△197	△10.3
紙・紙加工品製造業	10,646	8,355	△2,291	△21.5
印刷・同関連及び出版業	6,607	5,479	△1,128	△17.1
（うちワープロ作業）	(2,838)	(2,005)	(△833)	(△29.4)
ゴム製品製造業	10,364	9,985	△379	△3.7
皮革製品製造業	4,261	4,004	△257	△6.0
窯業・土石製品製造業	2,060	1,966	△94	△4.6
金属製品製造業	5,246	5,350	104	2.0
電気機械器具製造業	31,863	32,407	544	1.7
情報通信機械器具	3,343	2,902	△441	△13.2
電子部品・デバイス	12,957	12,863	△94	△0.7
機械器具等製造業	11,910	12,495	585	4.9
その他（雑貨等）	32,027	31,138	△889	△2.8

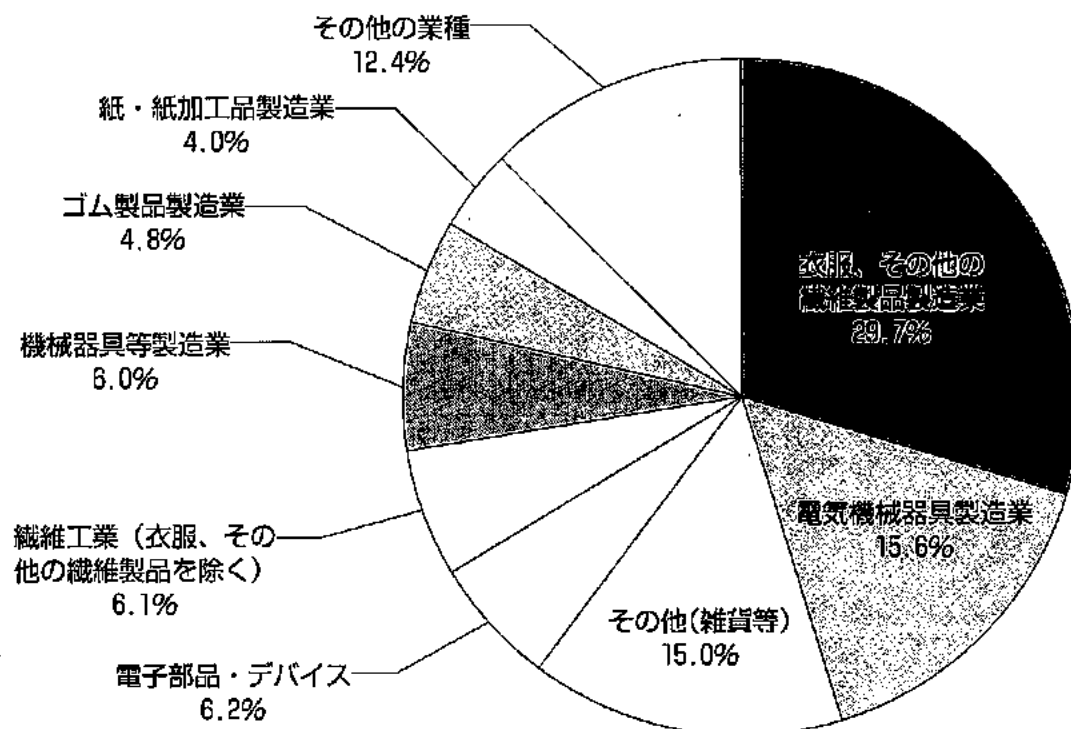
者数、補助者数及び委託者数の推移

9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
人 485,193 (△8.9%)	人 439,082 (△9.5%)	人 382,447 (△12.9%)	人 347,084 (△9.2%)	人 311,530 (△10.2%)	人 269,815 (△13.4%)	人 246,476 (△8.7%)	人 226,670 (△8.0%)	人 216,625 (△4.4%)
462,280 (△8.8%)	419,014 (△9.4%)	365,147 (△12.9%)	331,831 (△9.1%)	297,200 (△10.4%)	257,270 (△13.4%)	234,717 (△8.8%)	216,324 (△7.8%)	207,142 (△4.2%)
31,772 (6.9%)	29,513 (7.0%)	26,043 (7.1%)	23,888 (7.2%)	23,142 (7.8%)	21,444 (8.3%)	19,684 (8.4%)	18,819 (8.7%)	18,758 (9.1%)
430,508 (93.1%)	389,501 (93.0%)	339,104 (92.9%)	307,943 (92.8%)	274,058 (92.2%)	235,826 (91.7%)	215,033 (91.6%)	197,505 (91.3%)	188,384 (90.9%)
25,711 (5.6%)	24,221 (5.8%)	21,058 (5.8%)	16,914 (5.1%)	14,657 (4.9%)	12,516 (4.8%)	11,676 (5.0%)	10,249 (4.7%)	10,813 (5.2%)
432,620 (93.6%)	390,798 (93.2%)	340,507 (93.3%)	311,835 (94.0%)	279,680 (94.1%)	241,983 (94.0%)	220,365 (93.9%)	203,513 (94.1%)	193,778 (93.6%)
3,949 (0.9%)	3,995 (1.0%)	3,582 (0.9%)	3,082 (0.9%)	2,863 (1.0%)	2,771 (1.0%)	2,676 (1.1%)	2,562 (1.2%)	2,551 (1.2%)
22,913	20,068	17,300	15,253	14,330	12,545	11,759	10,346	9,483
32,345	29,462	26,158	24,116	21,798	19,347	17,400	15,589	15,010

数及び主な家内労働業務

主 な 家 内 労 働 業 務
珍味加工、昆布巻き、みかん・くりの皮むき、漬物用野菜選別
網糸等による服地の織上げ、ニット編立、綿・スフ織物の織布
洋服・和服縫製、スカーフ・ハンカチーフ縁かがり、タオルヘム加工、刺しゅう
竹細工、鏡台、民芸品研磨・組立、玉のれん、箸加工
紙袋貼り、ショッピング袋の穴あけ・ひも付け、化粧紙包装、りんご・梨袋、荷札加工
筆耕、製本、雑誌付録折りたたみ、ワープロ入力
ゴム製履物縫製・接着、ゴム製品型抜き・バリ取り、ゴム紐袋詰
革靴、革手袋、袋物（ハンドバッグ、財布、定期入れ）、鞆（トランク、ランドセル）
陶磁器の生地、絵付け、焼成、タイル・ガラス加工
洋食器・刃物研磨、作業工具研磨、金属プレス加工、打箔
電解コンデンサー選別、プリント基板差し、シールド線・リード線端末加工
テレビ・ラジオ・音響機器部品コイル巻き・組立、オーディオ製品ハンダ付け・検査
電子部品トレイ詰め、ICチップかけ、LED加工（テープ剥ぎ、ピン切り、バリ取り）
眼鏡枠研磨、時計バンド組立、銅器彫金、自動車部品バリ取り・研磨
玩具・人形・造花・ファスナー・漆器・洋傘・ボタン・ライターの加工・組立

第1図 業種別家内労働者数の割合



3 委託者

(第5表)

(1) 委託者数

平成17年10月1日現在の委託者数は15,010で、その内訳をみると、製造または販売業者が14,225、製造または販売業者から製造加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が785となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別にみると、「衣服、その他の繊維製品製造業」が5,877 (39.2%)、「電気機械器具製造業」が1,645 (11.0%)、「その他(雑貨等)」が1,498 (10.0%)などで多く、これら3業種で全体の約6割を占めています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.8人で、業種別に見ると、「ゴム製品製造業」が25.3人と最も多く、次いで「その他(雑貨等)」が20.8人、「食料品製造業」が20.7人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.5人と少なくなっています。

4 代理人

(第5表)

(1) 代理人数

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いている場合がありますが、その数は平成17年10月1日現在721人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「衣服、その他の繊維製品製造業」が224人 (31.1%)、「その他(雑貨等)」が106人 (14.7%)、「繊維工業」が103人 (14.3%)となっています。

第3表 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数、代理人数

都道府県名	家内労働従事者数 人	家内労働者数 人	補助者数 人	委託者数 人	代理人数 人
北海道	2,963	2,939	24	235	1
青森	2,160	2,139	21	114	0
岩手	3,883	3,816	67	229	12
宮城	3,082	3,065	17	164	0
秋田	3,312	3,252	60	246	0
山形	3,820	3,754	66	244	2
福島	5,261	5,064	197	365	2
茨城	3,679	3,608	71	321	34
栃木	2,304	2,283	21	131	8
群馬	3,250	3,151	99	260	14
埼玉県	6,518	6,434	84	544	27
千葉県	3,793	3,518	275	241	13
東京都	15,060	14,190	870	1,625	0
神奈川県	4,820	4,672	148	341	5
新潟県	4,220	3,990	230	194	25
富山県	4,205	4,088	117	329	65
石川県	2,444	2,279	165	186	21
福井県	2,774	2,738	36	219	19
山梨県	2,347	2,329	18	218	0
長野県	5,707	5,637	70	356	0
岐阜県	7,862	7,122	740	508	4
静岡県	14,666	14,280	386	681	92
愛知県	14,412	13,705	707	860	10
三重県	7,963	7,485	478	427	26
滋賀県	4,625	4,451	174	292	20
京都府	8,059	6,323	1,736	506	51
大阪府	12,203	11,781	422	1,196	8
兵庫県	9,965	9,388	577	622	53
奈良県	4,454	4,240	214	365	9
和歌山県	1,029	1,006	23	73	1
鳥取県	2,384	2,324	60	176	11
島根県	2,183	2,139	44	202	10
岡山県	6,720	6,360	360	286	36
広島県	4,542	4,414	128	325	18
山口県	2,881	2,808	73	241	0
徳島県	1,572	1,547	25	105	34
香川県	2,706	2,490	216	184	35
愛媛県	3,036	2,915	121	228	1
高知県	963	918	45	75	5
福岡県	5,744	5,643	101	269	23
佐賀県	1,428	1,413	15	117	0
長崎県	1,411	1,365	46	105	4
熊本県	3,499	3,437	62	252	12
大宮	1,341	1,341	0	72	0
宮崎県	2,286	2,228	58	133	9
鹿児島県	2,492	2,476	16	105	1
沖縄県	597	597	0	43	0
合 計	216,625	207,142	9,483	15,010	721

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数
(人)

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	計	性 別		類 型 別		
		男	女	専業	内職	副業
計	22,085 (1,929)	3,732 (271)	18,353 (1,658)	3,562 (592)	18,312 (1,313)	211 (24)
	100.0%	16.9%	83.1%	16.1%	82.9%	1.0%
① プレス機、形付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	1,414 (197)	690 (49)	724 (148)	584 (103)	820 (94)	10 (0)
	100.0%	48.8%	51.2%	41.3%	58.0%	0.7%
② 有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	904 (50)	328 (4)	576 (46)	306 (28)	592 (22)	6 (0)
	100.0%	36.3%	63.7%	33.8%	65.5%	0.7%
③ 鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	1,478 (145)	293 (23)	1,185 (122)	262 (87)	1,198 (57)	18 (1)
	100.0%	19.8%	80.2%	17.7%	81.1%	1.2%
④ 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	587 (75)	215 (25)	372 (50)	91 (10)	491 (65)	5 (0)
	100.0%	36.6%	63.4%	15.5%	83.6%	0.9%
⑤ 動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	16,943 (1,409)	2,092 (149)	14,851 (1,260)	2,265 (363)	14,514 (1,023)	164 (23)
	100.0%	12.3%	87.7%	13.4%	85.7%	1.0%
⑥ 木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	61 (7)	55 (7)	6 (0)	46 (1)	14 (6)	1 (0)
	100.0%	90.2%	9.8%	75.4%	23.0%	1.6%
⑦ 火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	643 (46)	48 (14)	595 (32)	7 (0)	629 (46)	7 (0)
	100.0%	7.5%	92.5%	1.1%	97.8%	1.1%
⑧ 上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	55 (0)	11 (0)	44 (0)	1 (0)	54 (0)	0 (0)
	100.0%	20.0%	80.0%	1.8%	98.2%	0.0%

注) 1 枠内は構成比(%)を表している。

注) 2 2種類以上重複する作業に従事する者はそれぞれの作業毎に計上している。

但し、実人員であるため、作業内訳と計とは必ずしも一致しない。

注) 3 ()内は、補助者数である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

(人)

業 種	委 託 者 数			代理人数	1委託者当たりの平均家内労働者数
	合 計	製造・販売業者	請負業者		
合 計	15,010	14,225	785	721	13.8
	100%			100%	
食料品製造業	210	208	2	11	20.7
	1.4%			1.5%	
繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	1,090	1,046	44	103	11.7
	7.3%			14.3%	
衣服、その他の繊維製品製造業	5,877	5,451	426	224	10.5
	39.2%			31.1%	
木材・木製品、家具・装備品製造業	175	174	1	0	9.8
	1.2%			0.0%	
紙・紙加工品製造業	585	567	18	65	14.3
	3.9%			9.0%	
印刷・同関連及び出版業	599	577	22	32	9.1
	4.0%			4.4%	
ゴム製品製造業	395	380	15	52	25.3
	2.6%			7.2%	
皮革製品製造業	471	432	39	5	8.5
	3.1%			0.7%	
窯業・土石製品製造業	178	176	2	0	11.0
	1.2%			0.0%	
金属製品製造業	493	484	9	12	10.9
	3.3%			1.7%	
電気機械器具製造業	1,645	1,578	67	60	19.7
	11.0%			8.3%	
情報通信機械器具製造業	203	200	3	0	14.3
	1.4%			0.0%	
電子部品・デバイス製造業	721	675	46	37	17.8
	4.8%			5.1%	
機械器具等製造業	870	841	29	14	14.4
	5.8%			1.9%	
その他（雑貨等）	1,498	1,436	62	106	20.8
	10.0%			14.7%	

注）枠内は構成比（％）を表している。

Ⅳ

家内労働者の労働条件（平成15年10月調査）

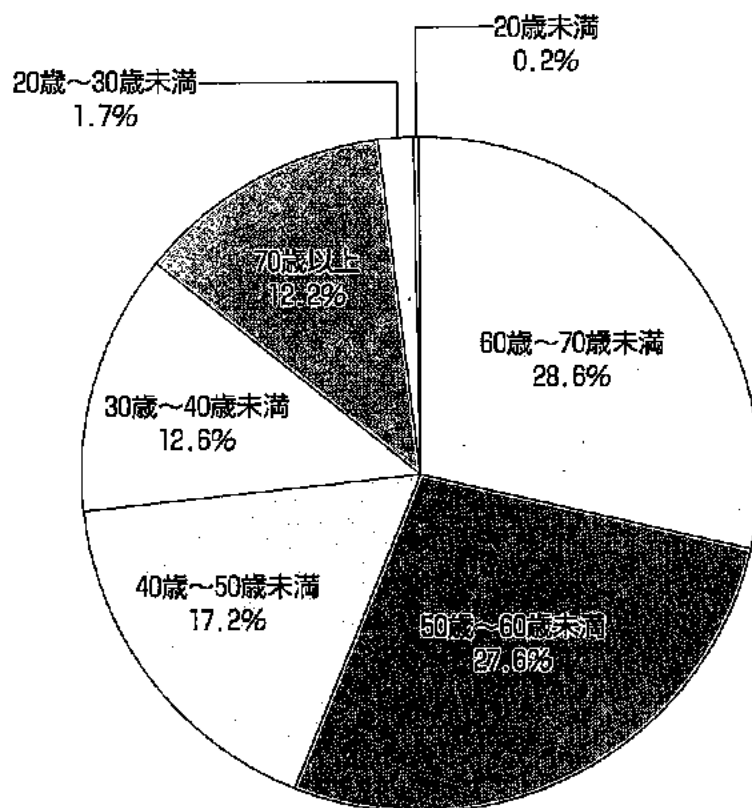
1 平均年齢は55.0歳、平均経験年数は12.0年

家内労働者の平均年齢は、55.0歳となっており、これを男女別に見ると、男性が63.2歳、女性が54.2歳となっています。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、第2図のとおり、「60歳～70歳未満」が最も多く28.6%、次いで「50歳～60歳未満」が27.6%、「40歳～50歳未満」が17.2%と、これら3つの階級で全体の73.4%を占めています。

また、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均経験年数は12.0年であり、これを男女別にみると、男性は21.0年、女性は11.1年となっています。

第2図 年齢階級別家内労働者構成比



2 平均就業時間数は1日5.4時間、平均就業日数は1か月18.2日

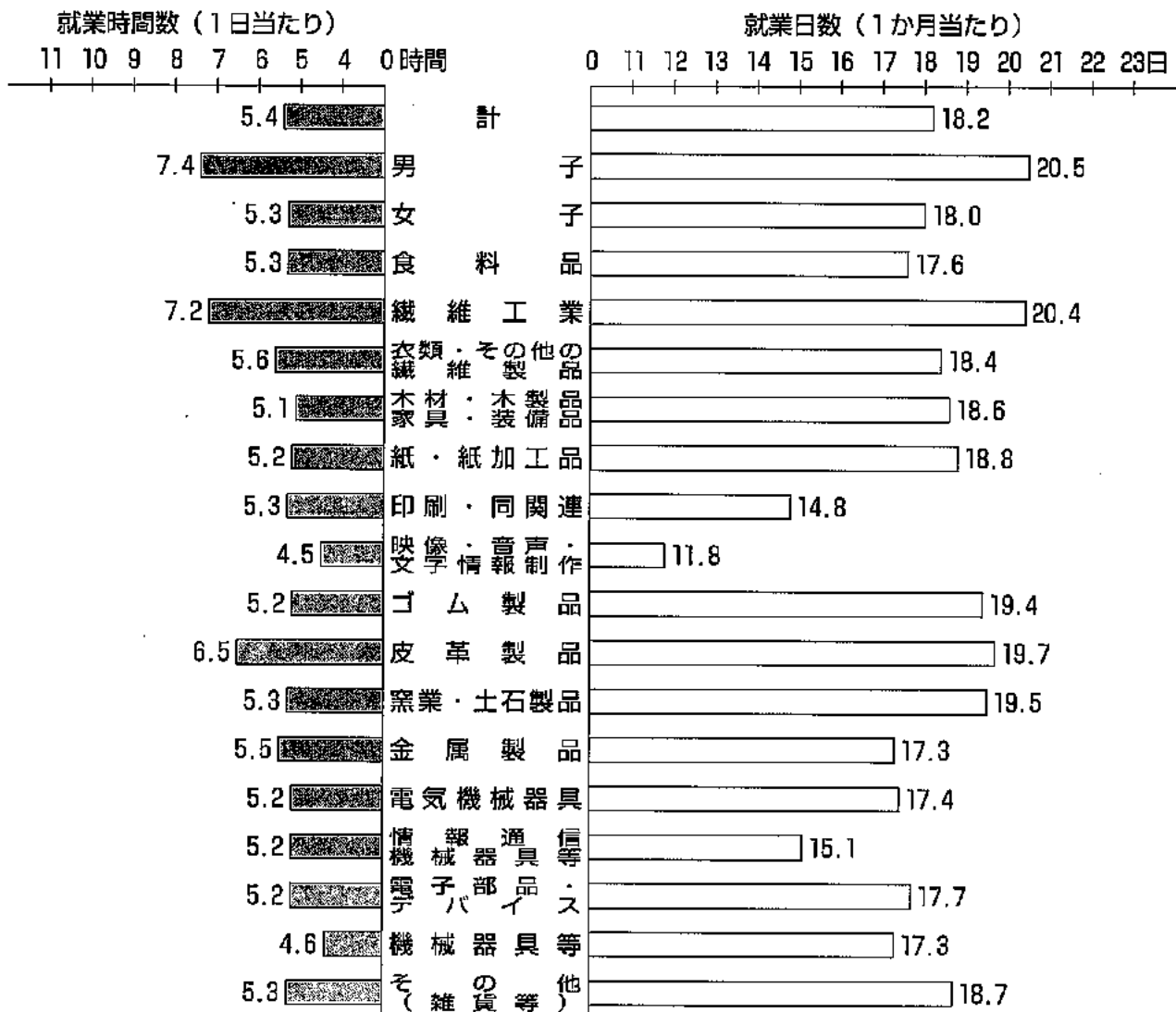
家内労働者の平均就業時間数は、1日5.4時間であり、平均就業日数は、1か月18.2日となっています。

これを男女別にみると、男性の就業時間数は、1日7.4時間、就業日数は1か月20.5日であるのに対し、女性の就業時間数は1日5.3時間、就業日数は1か月18.0日となっています。

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「繊維工業」が7.2時間、「皮革製品」が6.5時間と、専門的・家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対して、「映像・音声・文字情報制作」は4.5時間と短くなっています。

また、平均就業日数をみると、「繊維工業」が20.4日、「皮革製品」が19.7日と多く、これに対し、「映像・音声・文字情報制作」は11.8日、「印刷・同関連」は14.8日と少なくなっています。(第3図)

第3図 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間数及び1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間471円、1か月4万6,822円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は471円であり、これを男女別にみると、男性が692円、女性が451円となっています。

また、業種別にみると、「映像・音声・文字情報制作」が1,235円と最も高く、次いで「印刷・同関連」が679円、「皮革製品」、「金属製品」が665円となっているのに対し、「紙・紙加工品」は334円と最も低く、次いで「木材・木製品、家具・装備品」が390円、「電子部品・デバイス」が401円となっています。

次に、1か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は46,822円であり、これを男女別にみると、男性が114,457円、女性が40,595円となっています。（第4図）

第4図 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額

